令和９年度

倉浜衛生施設組合余剰電力売却

仕 様 書

倉浜衛生施設組合

１．概要

（１）適用範囲　　本仕様書は、令和９年度倉浜衛生施設組合余剰電力売却契約について適用する。

（２）件　　名　　倉浜衛生施設組合余剰電力売却

（３）発電場所　　沖縄県沖縄市字池原３３９４番地
倉浜衛生施設組合　熱回収施設

（４）業　　種　　一般廃棄物処理施設（焼却施設）

（５）発電設備　　出力６，０００ｋＷ
発電設備方式　：汽力発電
燃　　料　：廃棄物

※本施設は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第２条に規定されるバイオマス（一般廃棄物）発電設備に認定。

（６）供給電気方式等　特別高圧　２２，０００Ⅴ
交流３相３線式　周波数６０Hz

（７）受給地点 発注者の区分開閉器の電源側リード線と沖縄電力㈱の引き込み線との接続点

（８）送電責任分界点及び財産分界点
倉浜衛生施設組合（以下、発注者という）所有の熱回収施設の責任分界点及び財産分界点は次に示すとおり。

責任分界点	発注者の区分開閉器の電源側リード線と沖縄電力㈱の引き込み線との接続点
財産分界点	発注者の区分開閉器の電源側リード線と沖縄電力㈱の引き込み線との接続点

（９）本仕様書における余剰電力について
発注者は、自らの一般廃棄物による自家発電設備からの発生電力のうち、自らが消費する電力を除いた電力（「余剰電力」という。以下同じ）の全量を受注者に売払い、受注者はこれを使用することができるものとする。

(10) その他
本仕様書において一般送配電事業者とは、一般送配電事業者としての沖縄電力株式会社のことをいう。

２．仕様

（１）契約方法　　単価契約

（２）予定売払い余剰電力量

①非再生可能エネルギー余剰電力量　１１，６５０，０７５ ｋＷｈ（非FIT分）

②再生可能エネルギー余剰電力量　　８，８４２，９４１ ｋＷｈ（FIT分）

ただし、予定売払い余剰電力量は、発電設備の運転状態や運転計画の変更もしくは故障などにより変動する場合がある。

（３）予定最大余剰電力 ４，０６３ｋＷ （３炉運転時　令和７年度実績）

（４）余剰電力供給期間 令和　９年４月　１日　午前０時から

令和１０年３月３１日　２４時まで

（５）契約単価の適用範囲

平日、休日、祝日、昼間及び夜間の区分別なく、すべての時間帯に対し契約単価を適用する。

（６）余剰電力量の計量及び検針

ア 毎月の余剰電力量の計量は、供給地点に一般送配電事業者が選定し、一般送配電事業者が施設した送電用の計量装置（通信機能付記録型）によって行うものとする。 ただし、一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるところにより計量装置を取替えた場合は協議による。

イ 計量装置の計量（検針）は、毎月１日午前０時に自動検針により行うものとする。（この日を「検針日」という）。

ウ 毎月の余剰電力量（月間余剰電力量という。以下、同じ）の算定期間は、当月の１日午前０時から月末の日の２４時までの期間とする。

エ 計量装置の検針結果は、原則５営業日以内に一般送配電事業者から受注者へ通知されるものとする（この日を「通知日」という）。このとき、受注者は一般送配電事業者から通知された余剰電力量の検針結果等をすみやかに発注者へ報告しなければならない（この日を「報告日」という）。その際、通知日を確認できる資料及び、電力量を示すExcelデータ（３０分値）等も提出すること。

オ 受注者は、余剰電力売却契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属設備(以下、「通信装置等」という）を設置する必要がある場合は、受注者の負担で設置する。

カ 計量装置の故障等によって月間余剰電力量を正しく計量できなかった場合には、一般送配電事業者から発注者及び受注者にその旨を連絡されるものとし、ウの算定期間における月間余剰電力量は、その都度、再生可能エネルギー及び非再生可能エネルギーの区分ごとに、発注者及び受注者が一般送配電事業者と協議して定めるものとする。このとき、発注者は熱回収施設発電設備の当該発電量に関する

帳票等を提出することができる。

キ 受注者は必要があるときは、発注者に対して臨時検針といった現場確認を求めることができるものとし、発注者はこれに応じるものとする。

（７）余剰電力量料金の算定及び支払い

ア 余剰電力量料金は、余剰電力売却契約書第１２条の規定に基づき、月間余剰電力量を非再生可能エネルギー余剰電力量料金と再生可能エネルギー余剰電力量料金にそれぞれ１円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額とし、消費税率を乗じた金額に１円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額とする。

※ （③ 売電料金計算書　参照）

イ 発注者は、アで算定された当該月分の余剰電力料金が確定した後に請求することとする。ただし、余剰電力料金は、受注者及び一般送配電事業者が提出する当該月分の余剰電力売払金額より系統連係受電サービス料金を差し引いた額を、双方において、その算定結果に誤りがないことを確認して確定するものとする。

ウ 受注者は、一般送配電事業者から、検針結果の通知（以下、「通知日」という）を受けてから５営業日以内に発注者へ検針結果の報告（以下、「報告日」という）を行うものとする。発注者は、前条により算定された余剰電力量料金を受注者より報告を受けてから、原則５営業日以内に受注者へ請求（以下、「請求日」という）し、受注者は請求された日から３０日以内に支払うものとする。

エ 前項の請求とは、原則、発注者が電子メール、ＦＡＸ又は郵送等により、午前９時から１７時までの営業時間内に受注者に対し行う行為をいい、１７時以降になった場合は、翌営業日の午前９時に請求したこととする。ただし、その他の方法を希望する場合は、協議により決定することができる。

オ 発注者は、受注者が支払期限までに余剰電力量料金を支払わない場合は、遅延利息の支払いを請求することができる。

カ 発注者は、受注者が支払期限までに料金を支払わない場合は、本契約を解除することができる。

（８）余剰電力供給計画について

ア 発注者は受注者の要求に基づき、余剰電力供給計画を受注者に提供するものとする。なお、予定売却電力量は、運転計画の変更、焼却設備及び発電設備の運転状態若しくは故障等により変動する場合があるが、発注者は余剰電力供給計画に記載された内容に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではない。ごみ質の影響を受けるバイオマス比率においても同様に、記載された内容に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではない。

イ 提出した余剰電力供給計画とかけ離れる事態が生じた場合あるいは生じる恐れがある場合は、発注者は受注者に対し速やかに通知するものとする。

ウ 受注者は、発注者に代わり計画値同時同量の責務を負うものとし、インバランス料金が発生した場合、その責務は受注者に帰属するものとする。

エ 発注者は、余剰電力の安定供給に努力するものとする。

（９）予定売却余剰電力量の過不足について

本仕様書に記載された予定売却余剰電力量は、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態または故障等により変動する場合があるため、発注者はその予定売却余剰電力量に拘束されるものではなく、何らの責務を負うものではないものとする。また、過不足がある場合でも、発注者は受注者に余剰電力を全量売却することができるものとする。

（１０）再生可能エネルギー電気特定卸供給

受注者は、一般送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款に定める再生可能エネルギー電気特定卸供給により再生可能エネルギー余剰電力を受給するものとし、受注者の責任と負担でこれに必要な契約を締結するものとする。また、これに必要な情報、承諾書等について、発注者は受注者に協力し提供するものとする。

（１１）託送供給契約

受注者は、余剰電力の受給にあたり、一般送配電事業者と託送供給契約を締結する必要がある場合は、受注者の責任と負担でこれを締結するものとする。また、これに必要な情報、承諾書等について、発注者は受注者に協力し提供するものとする。

（１２）余剰電力売払いの中止または制限

発注者は、下記に該当する場合、余剰電力の売払いを中止又は制限できるものとする。

ア 発注者が一般送配電事業者の電気工作物の事故又は工事、点検、補修により電力を供給できない場合。

イ 発注者の施設の事故又は運営上の都合による場合

ウ その他保安上の必要がある場合

（１３）緊急連絡体制

事故発生時等の緊急連絡体制について、受注者は発注者に届け出ることとする。

３．その他

（１）ごみ質分析結果の通知

発注者は、毎月実施するごみ質分析結果によるバイオマス比率を算出し、受注者にすみやかに通知する。

（２）本仕様書に定めのない事項について

本仕様書に定めのない事項については、一般送配電事業者の定めに準ずるものとし、それ以外は、発注者と受注者とが協議して定めることができる。

（３）運転実績、関係資料の提供

① 令和９年度 余剰電力供給計画量（年間）
② 令和９年度 余剰電力供給計画量（月間）
③ 令和６年度～令和８年度 余剰電力量売却実績
④ 令和６年度～令和８年度 バイオマス比率実績
⑤ 令和３年度～令和８年度上期 稼働実績
⑥ 令和９年度 年間運転計画（案）
⑦ 令和９年度 １０月（令和９年）運転計画（案）
⑧ 令和９年度 １１月（令和９年）運転計画（案）

※上記資料のうち、令和８年度分実績については、令和８年８月分まで

（４）発注者が提出する関係書類

下記書類は、原則、発注者が作成し受注者へ提出する書類であるが、提出時期については受注者と協議して決定することができる。別途、必要な書類がある場合は協議による。

ア．電力量検針後に受注者へ毎月提出する書類

① ごみ質分析結果表※１
② バイオマス比率計算書
③ 売電料金計算書
④ 請求書

※１：第三者分析調査機関からの報告書

イ．計画表

下記書類は、契約書第７条および本仕様書項目２の（８）を条件とした計画表であるため、計画値と実際の値が異なる場合があることに留意すること。

① 令和９年度 余剰電力供給計画量（年間）
② 令和９年度 余剰電力供給計画量（月間）

※計画表の時間単位は 30 分を最小単位とする。